

## 第 4 4 8 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 2 年 8 月 31 日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2020 年 8 月 7 日教育委員会会議について、関するもの

- ①議事、議題について
- ②当日の場所について、および場所決定について、わかるもの
- ③各教育委員への日時、場所についての連絡の日時、および連絡内容（文書）について
- ④当日の議事、議題の資料について
- ⑤当日の会議の議事録、記録についてわかるもの

- 2 同年 10 月 7 日、実施機関は、本件公開請求に対して、「令和 2 年度名古屋市教育委員会第 14 号議案）」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月 19 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、公開決定及び非公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

当該行政文書には、審議会等委員の顔写真、生年月日、経歴等が記載されており、当該情報は、特定個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人には知られたくないものと認められるため、該当箇所に

については非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138条の 4第 3項の規定に基づく実施機関の附属機関として置かれる名古屋市子どもいきいき推進審議会（以下「本件審議会」という。）の委員（以下「本件委員」という。）の委嘱（以下「本件委嘱」という。）について、実施機関の会議に付した資料である。本件行政文書には、実施機関の会議において、本件委嘱の適否を判断する参考資料として、候補者の略歴書（氏名、顔写真、生年月日、略歴等が記載されている。）の他、名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第 5条に定める委員の選任に関する基準の抵触状況（各候補者の氏名、年齢、性別等が記載されている。）等が添付されている。

なお、本件委員は、本市の非常勤職員である。

(2) 実施機関は、本件行政文書に含まれる候補者の顔写真（以下「本件顔写真」という。）、生年月日及び年齢（以下「本件年齢」という。）、性別（以下「本件性別」という。）並びに略歴等のうち候補者の議案提出日現在の役職で候補者として選任に当たって考慮した識見や資格に係るもの以外の経歴（以下「本件略歴」という。）について、これらの情報（以下「本件各情報」という。）が候補者の私的な情報であって、当該個人を識別することができるものであり、かつ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であることから、条例第 7条第 1項第 1号に該当するものと判断した。なお、候補者の性別については、令和元年度までは実施機関において公開としてきた。しかしながら、セクシャル・マイノリティ（性的少数派）などに対する理解促進などの社会的要請を踏まえ、個人の性別又は性自認についても、個人のプライバシーとして保護されるべきものとして、令和 2年度からは非公開とするよう取扱いの見直しを行ったものである。

(3) 本件各情報を非公開とした理由は、上記(1)及び(2)のとおりであるが、審査請求人が、本件審査請求において非公開とした事項を公開とすべき理由を縷々主張していることから、これらの点についても実施機関の見解を述べる。

ア 本件年齢について

審査請求人は、「（候補者の）年齢については、選ばれた人であるからには、これまでも公表されてきている可能性、もしくは可能性が推測

されてきたことから、関係上公開されるべき」と述べる。

しかしながら、かかる情報が公開されるのは、「これまで公表された可能性」ではなく、実際に当該情報が広く公衆に知られているなどの事情が認められる場合であり、本件においてそのような特段の事情はない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

#### イ 本件性別について

審査請求人は、本件審議会の女性登用率が50%であるという記載があることをもって「性別が、明らかになる理由が、求められているといえる」と述べる。

しかしながら、この記載は、指針において、女性委員の登用率の目標が定められていることから記載したものであって、全委員のうち、性別女性であるものの割合が50%であることを示しているにすぎない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

#### ウ 本件略歴及び本件顔写真について

審査請求人は、「個人的な略歴かどうかは、見てみないことには不明であるが、…中略…地域、学区の役員等ということについては、準公人、もしくは広く知られていることについては、公開されることを求める」「写真については、準公人であり、広く知られる立場の人であるということが想定されることから、公開されることを求める」と述べる。審査請求人の述べる準公人の定義は不明確であるが、単に地域、学区の団体の役員であるからといって公開すべき理由には当たらず、また、当該情報が広く公衆に知られているなどの特段の事情もない。また、本件非公開情報のうち略歴のいくつかについては、候補者の住所地を推測させる情報が記載されており、その点からも当該情報を非公開とすべき必要がある。したがって、審査請求人の主張は認められない。

### 第 4 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。ただし、生年月日は、除く。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件年齢については、選ばれた人であるからには、これまでも公表されている可能性が推測されてきたことから、関係上公開されるべきである。

- (2) 同様に本件性別についても、公表しない、もしくは、問わないという事例があることは認識している。本件行政文書に女性登用率50%ということが記載されていることからすると、本件性別が明らかになる理由が求められるといえる。
- (3) 本件略歴に関しては、どのようなことが記載されているのか全く不明である。個人的な略歴かどうかは見てみないことには不明であるが、地域の活動等、公的なことではないが、地域、学区の役員等ということについては、準公人、もしくは広く知られていることについて、公開されることを求める。
- (4) 本件顔写真については、準公人であり、広く知られる立場の人であるということが想定されることから、公開されることを求める。
- (5) 本件審査請求の理由は、行政、学校等に関して、どのような人が選任されているのか興味関心を持つものであり、出来るだけ深く、詳しく知りたいということから、公開されることを期待して行ったということである。
- (6) 通常知られたくない情報に生年月日がある。しかし場合によって、生年月日が公開される場合もあるから、いかなる情報も公開できないということとは、ありえないということである。
- (7) 本件氏名、本件年齢及び本件性別について、候補者とされた人々は、選ばれた人々である。この段階で、個々の人々のどのような情報が非公開にされるべきなのか、確定されたのかどうかは問われるということである。  
本件に関して、名前から性別が特定出来たことを述べておく。それでも公開されないことはなぜなのか理由、説明が求められる。
- (8) 本件公開請求時において社会状況等からして性別に関して公表してはいけない、人権上の法律等ができたのか。三重県関係の自治体で、個人のあつる種の「このみ」の傾向のわかるものについての公表をとめるような条例ができたということを記憶する。では、本件と密接に関係することなら、どう対応するのがいいのかということは、請求人の中では確定していない。とりあえず請求時の社会的な決まりに従うということを述べておく。
- (9) 明確にできることはする、という対応がなぜできないのか。一度非公開としたらがんこに主張、対応を変えないことは、本来の知る権利をわかっていないばかりか、権利「しんがい」であることを理解されていないとい

える。

(10) 準公人とは公的機関等ということである。公に携わる選ばれたる人々について、選定等含め、非公開にすることが問題であり違法である。突然決定されて、発表などということにはならないということを述べたい。

(11) 地域、学区の団体であるからといって公開すべき理由にあたらないと処分庁は述べているが、隠さなければならない理由もなく「くろぬり」処分は違法である。

本件各情報が広く公に知られているなど、特段の事情もないという処分庁の主張について、これは見解の相違ということになる。明確な基準を示すことなく自らの見解で処分をしたということであると述べている。処分を行うにあたっては、明確な法的根拠、基準に基づいて処分がなされないと、処分そのものが不当違法ということになる。

(12) 条例をあげて情報に該当しないものと、条文のみ処分理由とされている件がそもそも誤りである。処分する以上具体的説明、理由を述べる必要が処分庁にはある。

(13) 通常他人に知られたくないというなら、これまで一切公表されていないのか、ということである。

(14) 公務員等の場合は条例で非公開の範囲が制限されるのは当然であり、職務遂行に妥当かどうかを判断するため必要である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書に含まれる本件各情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件委嘱について実施機関の会議に付した資料及び本件委嘱の適否を判断する参考資料であり、本件委員の氏名や現職名が記載された名簿、指針で定める選任基準の抵触状況及び候補者の略歴が記載されている。

本件各情報は、候補者の略歴書に記載された本件顔写真及び本件略歴、指針に定める委員の選任に関する基準の抵触状況に係る資料に記載された本件年齢及び本件性別である。

### 4 本件審議会について

本件審議会は、実施機関の附属機関として置かれる審議会であり、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例(令和元年名古屋市条例第16号)に基づき、名古屋市立の小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議し、その結果を、実施機関に答申する目的で開催するものである。

本件委員は本件審議会における調査審議にあたり、学識経験者、地域関係者、保護者代表、学校関係者で構成している本市の非常勤職員である。

なお、本件行政文書に記載された候補者は、本件処分時点で既に委員として委嘱されている。

### 5 本件各情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

なお、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件各情報は、上記 3のとおり本件委嘱に係る候補者の顔写真、年齢、性別及び略歴に関する情報であり、本件委員の氏名、現職名等が公開されていることから、特定の個人を識別することができるものと認められる。

(3) また、本件顔写真、本件年齢及び本件性別は、本件委嘱に適した候補者であるかを確認するために記載された本件委員個人に係る私的な情報であり、本件略歴は、本件委員の地域関係者及び保護者代表として公開されて

いる経歴以外で、担った地域団体等の役職であり本件委員の住所地が推測されうる情報であることから、いずれも通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) 以上のことから、本件各情報は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

(5) 次に、本件委員は本件処分時点で公務員であることから、本件各情報が職務遂行情報に該当するか否かを検討する。職務の遂行に係る情報とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいう。

本件各情報は、上記(3)のとおり本件委員個人に係る情報であり、公務員の職務遂行にかかる情報には当たらないと認められる。

(6) 以上のことから、本件各情報は条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については上記 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日                        | 内 容       |
|------------------------------|-----------|
| 令和 2年11月10日                  | 諮問書の受理    |
| 令和 3年 3月30日                  | 弁明書の写しの受理 |
| 4月26日                        | 反論意見書の受理  |
| 令和 6年10月23日<br>(第77回第 1小委員会) | 調査審議      |
| 11月15日<br>(第78回第 1小委員会)      | 調査審議      |
| 12月20日<br>(第79回第 1小委員会)      | 調査審議      |

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 令和 7年 1月17日<br>(第80回第 1小委員会) | 調査審議 |
| 1月23日                        | 答申   |

## 第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年12月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 1月10日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、3つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 令和 7年 1月 6日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。
- 3 同月17日、審査会は、上記 2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀